

令和 7 年度 岸和田市学校給食センター調理・運搬等業務
公募型プロポーザル方式委託業者提案実施要領

1 件名

岸和田市学校給食センター調理・運搬等業務委託

2 業務内容

別紙「岸和田市学校給食センター調理・運搬等業務委託仕様書」、「岸和田市学校給食センター衛生管理マニュアル」のとおりとする。

3 業務期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日まで（5 年間）

4 委託金額

委託料の上限は以下のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む）

【上限金額】 1, 3 4 1, 2 5 1 千円以内

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てに該当する者とする。

- ①本市の業務委託指名競争入札参加資格を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていないこと。
- ④破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない、又は申立てをなされていないこと。
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てをなされていないこと。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」

という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない、又は申立てをなされていないこと。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。

⑦法人格を有していること。

⑧1日5,000食以上の学校給食共同調理場の調理等業務委託を3年以上受託した経験を有していること。

⑨令和4年4月1日以降、現在まで継続して、学校給食共同調理場における調理等業務委託の実績を有していること。

⑩業務委託仕様書に記載の総括責任者及び給食従事者等を必要数配置できること。

⑪令和4年4月1日以降、学校給食調理等業務において食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと。

⑫国税及び地方税を完納していること。

⑬岸和田市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しないこと。

⑭業務の履行が継続できなくなった場合、代行保証人として業務契約を継続して行うことができる上記資格条件を有する業者を、あらかじめ契約保証人として定めること。

⑮十分な損害賠償能力を有する、製造物責任(P L)法に基づく製造物賠償責任保険に加入していること。

6 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和7年10月1日(水)
質疑書提出期限	令和7年10月8日(水)17時
参加申込書提出期限	令和7年10月15日(水)17時
提案書類締切日	令和7年11月5日(水)17時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年11月20日(木)
審査結果通知	令和7年11月下旬発送
契約予定	令和7年12月中旬
業務開始準備	契約締結～令和8年7月31日
業務開始	令和8年8月1日

7 提案実施要領に関する質疑書の提出 (任意)

- (1) 提出書類 質疑書(様式1)
- (2) 提出期限 令和7年10月8日(水) 17時
- (3) 提出方法 電子メールにて、学校給食課へ提出。
- (4) 回答方法 質問事項の回答は市ホームページに掲載(令和7年10月10日予定)する。
質問者に対する個別の回答は行わない。

8 参加申込書の提出(必須)

- (1) 提出書類 参加申込書(様式2)
- (2) 提出期限 令和7年10月15日(水) 17時
- (3) 提出方法 電子メールにて、学校給食課へ提出。
- (4) 留意事項 ・提出期限までに参加申込書の提出がない者はプロポーザルに参加できない。
・参加申込書の原本は、後日、持参または郵送で提出すること。

9 提案書等の提出(必須)

(1) 提出書類

①「参加資格」に関する証明書等

ア 業務経歴書(様式3)

イ「参加資格⑧」を証明する直近の学校給食共同調理場調理等業務契約書(本市以外のもの)の写し(1部)

ウ「参加資格⑪」を証明する各所管保健所の証明書(各1部)、または誓約書(様式4)

※証明書を提出する場合は、近畿圏内の事業所を対象とする。

エ「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の3)*発行日から3ヶ月以内のもの。写し可。(1部)

②提案書

ア 提案書は、「岸和田市学校給食センター調理・運搬等業務委託仕様書」に基づき、「岸和田市学校給食センター調理・運搬等業務委託業者評価項目」に沿って記述すること。

イ A4判、縦型、横書き、段組み1段、フォントサイズ11ptで、総ページ数は20ページ以内とする。印刷は、両面印刷(左綴じ)で、1部は10枚以内とする。

ウ 提案書の内容は、提案者が判別できる表現(本市既契約状況等)を行わないこと。

エ 提出部数 正副あわせ10部

正本1部は、提案者の名称、商号等を記載したもの。

副本9部は、正本と同一内容で提案者が判別できる名称、商号等を記載していないもの。

③見積書及び内訳書

ア 見積書には委託業務名、金額、提案者の所在地、商号または名称、代表者肩書・氏名を記載すること。金額は、業務期間（５年間）の合計金額（消費税及び地方消費税を含む）を記載し、見積上限額（消費税及び地方消費税を含む）を超えないこと。

イ 見積金額の積算内訳書も添付すること。

④作業動線図及び作業工程表

ア 「令和７年度プロポーザル用調理指示書、除去食調理指示書」をもとに、それぞれ２部ずつ作成すること。

イ 作業動線図は、「給食センター作業動線図」を使用し作成すること。（Ａ３判、横型）

ウ 作業工程表は、時間軸を横にして作成すること。（Ａ３判、縦型）

- (2) 提出期限 令和７年１１月５日（水） １７時まで
- (3) 提出方法 学校給食課へ持参
- (4) 提出場所 岸和田市教育委員会 教育総務部学校給食課
岸和田市岸の丘町３丁目６－６０（岸和田市学校給食センター）
- (5) 留意事項 提案書等の受付後、内容の変更は認めない。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 開催日 令和７年１１月２０日（木）
- (2) 開催場所 岸和田市学校給食センター２階 会議室
- (3) 提案時間 ３０分以内（質疑応答は別途１５分以内）
- (4) 開催通知 後日、文書にて通知する。
- (5) その他
 - ・パワーポイント使用可。なお、パソコンは持参すること。
 - ・プロジェクター、スクリーンは市で用意する。（プロジェクターの持込み可）
 - ・プレゼンテーションの映像についても、参加者名が特定できないようにすること。

11 契約候補者の選定

- (1) 本市の評価項目に基づいて性能評価と価格評価を審査し、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者に選定する。ただし、性能評価項目の得点とその満点の６０％未満の場合は候補者として選定しない。
- (2) 最高得点の提案者が複数の場合は、見積価格が安価な者を契約候補者とする。その金額が同額の場合は抽選により選定する。
- (3) 提案が１件のみの場合でも、選定委員会において審査のうえ選定の可否を決定する。

(4) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③見積書の金額が「4 委託金額」の上限額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 選定結果の通知・公表

選定結果は文書で通知する。また、下記項目をホームページで公表するとともに、学校給食課において閲覧に供するものとする。なお、選定結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

【公表事項】① 契約候補者の名称、法人番号、総合評価点及び選定理由

② ①以外の参加者の名称及び総合評価点

*名称は五十音順、総合評価点は点数順。ただし、対象者が1 者の場合は総合評価点の公表はしない。

13 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100 分の10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123 条第1 項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。その場合、契約保証金免除申請書（様式5）を提出すること。
- (3) 契約代金の支払いについては、給食実施月毎の翌月払いとする。
- (4) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。ただし、次回の提案には参加できないものとする。なおこの場合、次順位者を契約候補者とする。

14 提案書等の扱い

- (1) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は提案書の内容を選定等必要な範囲において使用できるものとする。
- (2) 提案書は、返却しないものとする。
- (3) 提案書の提出は1 者につき1 案とする。

15 情報公開及び提供

市は提案者から提出された提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成 12 年 3 月 21 日条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする場合がある。

なお、契約候補者選定前において、選定に影響がでる恐れがある情報については選定後の開示とする。

16 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨単位に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なおこの場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書（様式 2）で参加する意思を提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに、その旨を記した書面（様式は任意）を学校給食課に提出すること。なお、辞退した場合は、次回の提案には参加できないものとする。
- (4) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、本実施要領及び仕様書の内容について、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (5) 本件実施後、契約締結前に契約候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約しないものとする。
- (6) 提出された書類等について、市が必要と認めた場合は、それらを証明する書類等の提出を求めるときがある。

17 連絡先

〒596-0817 岸和田市岸の丘町 3 丁目 6-60

岸和田市教育委員会教育総務部学校給食課（岸和田市学校給食センター内）

T E L : 072-447-6471 F A X : 072-447-6473

E-mail : kyushoku@city.kishiwada.osaka.jp